

保 護 者 様

長崎市長 田上 富久
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置の適用に伴う保育所等の対応について（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

さて、令和3年8月27日（金）から、長崎市において、新型インフルエンザ等対策特別措置法による「まん延防止等重点措置」が適用されることとなり、その対象期間は9月12日（日）までとされ、また、県下全域における県独自の緊急事態宣言も同日まで延長されることとなりましたが、保育所等の対応については、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き、原則開所といたします。

一方で、市内における新規感染者が増え続けていること、また、園児の感染も増加傾向にあることを踏まえ、引き続きお子様と保護者の皆様、そして保育従事者の健康と命を守り、感染拡大を防止する観点から、次の点についてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- 1 以下の場合には登園を控えていただきますようお願いいたします。
 - (1) 園児や同居の家族がPCR検査を受けることとなった場合
(園児が濃厚接触者に特定された場合には登園停止となります。)
 - (2) 園児や同居の家族に発熱・風邪症状が見られる場合
 - (3) 園児の兄弟が在籍する学校が休校になった場合や在籍する学級（学年）が学級（学年）閉鎖になった場合
- 2 保育所等の職員・在園児がPCR検査で陽性となった場合、施設内の消毒及び保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間は臨時休園となりますので、ご協力をお願いいたします。
- 3 お子様やご家族が「PCR検査を受けた」、あるいは「陽性又は濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設へご連絡いただきますようお願いいたします。
- 4 感染者個人の特定につながる内容の掲載や誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、風評被害が懸念されるような情報の拡散などは絶対に行わないようお願いいたします。

長崎市こども部幼児課 山口、白石、島田 電話 095-822-8888（内線 4630） 直通 095-829-1142
